

接待ゴルフの高速道路料金は旅費交通費？

Q&A

Q：当社は取引先と一緒に接待目的でゴルフに行くことがよくあります。交通は社有車を使用し、相手の送り迎えをするのが主なパターン。高速道路を使うので、料金は法人クレジットカードで決済するETC(有料道路自動料金収受システム)で支払っています。この場合、高速代は旅費交通費となるのでしょうか？ それとも交際費になるのですか？

A：税務上の交際費等については、租税特別措置法61条の4第3項において「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為(接待等という)のために支出するものをいう」としています。

つまり、接待ゴルフのための高速道路料金は、税務上では「接待等の行為のために支出するもの」の範疇に入り、交際費に入ります。

確かに「接待は業務の一環だから、接待業務の時間外に使う高速代は旅費交通費」という言い分があるかもしれませんが、先の措置法上の交際費等の定義からいうと、高速代は接待のために使った支出なので、接待という業務の最中、終了とは関係なく、税務上の交際費等に該当するといえるでしょう。

高速代の支払いが法人クレジットカードで決済するETCで行っているならば、その通行記録を調べ、通常の旅費交通費と接待行為のための支出したものとに仕分けする必要があります。

なお、接待ゴルフに関しては、次の点にも注意しましょう。

社長が業務上で必要な得意先をゴルフに接待し、プレーを行った費用は交際費等になりますが、社長が友人を誘ってプレーした費用になると、事業関連性は認められません。社長が単なる交遊、趣味としてプレーしたこととみなされ、役員給与(損金不算入)となります。

また、ゴルフプレー時に支出した食事代についても、ゴルフプレーと一体不可分の行為とみなされ、交際費等とされます。